

## 2. 墨書き・ヘラ書きが施される土器について（図140～143）

### 墨書きが施される土器について

平成15年度の調査で出土した遺物の中で図示することのできた墨書き土器は、計14点である（図－1～14）。ほとんどが土師器の皿・壺である。この13点は墨書きの内容から検討すると、以下に3分類される。

- A 文字が書かれたもの
  - 正位の状態で書かれたもの
  - 倒位の状態で書かれたもの
- B 記号が記されたもの
- C 絵画や文様が描かれたもの
  - 体部に描かれたもの
  - 体部及び底面に描かれたもの

#### A 文字が書かれたもの

文字が書かれたものは、計4点出土している（図140－1～4）。正位の状態で書かれたもの（1～3）と、倒位の状態で書かれたもの（4）の2種類が見られる。1は、第3号土坑から出土した土師器壺で、口径に対する底径の割合が高い略完形の壺である。土器体部のやや下位に均整のとれた行書体で「原」、或いは、「扇」とも読める文字が書かれている。2・3は、破片資料の土師器壺である。2は第24号竪穴住居跡から出土しており、体部に正位で「不」、或いは、「万」の文字が書かれている。3はAC-170グリッド第Ⅱ層中から出土している。土器体部の下位に「大」、或いは、「丈」の文字が書かれている。4は第3号円形周溝の周溝内の堆積土中から出土した略完形の土師器皿である。体部に倒位の状態で墨書きが書かれており「西」とも判読可能と思われるが、平川南氏の大別する中の通常の漢字には該当しない要素を有する文字の可能性も考えられる（平川 2000）。

#### B 記号が記されたもの

記号が記されたものは、計5点出土している（図140－5～9）。土師器壺の破片資料であり不明瞭なものも見られるが、おそらく格子を意識して記されたものと思われる。5点全て遺構外からの出土である。5はX-174グリッド第Ⅱ層中から出土している。土器体部の下位に記されている。6はAA-181グリッド第Ⅱ層中から出土している。7はY-174グリッド第Ⅱ層中から出土している。不明瞭ではあるが格子を意識して記されたものと思われる。8はY-166グリッド第Ⅱ層中から出土している。7同様不明瞭であるが、格子を意識して記されたものと思われる。9はAD-177グリッド第Ⅱ層中から出土している。前の4点に比べ比較的太めの線で格子が記されている。内面に黒色処理が施される壺の破片である。平成6年度の出土遺物に類似する。

#### C 絵画や文様が描かれたもの

絵画や文様が描かれたものは、計5点出土している（図140-10～14）。こちらも破片資料が多く不鮮明なものが多い。10はX・Y-170グリッド第Ⅱ層中から出土した接合資料である。土師器皿の破片資料で、体部外面に不鮮明ではあるが絵画、或いは、文様が描かれている。11も土師器皿の

破片資料で、Y-170グリッド第Ⅱ層中から出土している。同じく体部外面に細めの筆使いで、10よりは比較的鮮明に絵画や文様が描かれている。赤外線反射写真を用いても判然としないが、鳥や草花とも見える。12はA B-194グリッド第Ⅱ層中から出土している。土師器坏の破片資料で、体部外面に連続した長方形文様が描かれている。高座の側面に描かれる長方形文様を意識して描いた可能性も考えられる。13はA B-188グリッド第Ⅰ層中から出土している。土師器坏の破片資料で、体部外面に花弁様にも見える曲線が描かれている。残存部の文様は上下2段に分かれ、上段の文様は白抜き、下段は文様内部が塗りつぶされていることが確認できる。文様構成としては連弁・蓮華文にも類似している。14は第19号竪穴住居跡の堆積土中から出土している土師器坏。底部の約1/2と体部及び口縁部の一部が残存する。底面及び体部外面に文様が描かれている。底面の文様は一部に唐草文が描かれている。その他は花押様にも見えるが不鮮明である。体部残存部にも曲線が描かれているが、こちらも不鮮明で、赤外線反射写真を用いても何が描かれているかは判然としなかった。

#### ヘラ書きが施される土器について

今回の調査で出土した土器の内、ヘラ書きが施されるものは計14点を数える（図142-1～14）。内訳は、酸化焰焼成を含む須恵器6点、土師器8点である。ヘラ書きは、基本的に須恵器に施されるものが多く、また、ヘラ書きされるものの多くが須恵器の生産に関わる記号と考えられている。しかしながら、本遺跡では土師器に施されたものも比較的多く見つかっており、また、文字と記号を明確に区別することができないものも多い。ここではヘラ書きの内容から検討して以下の2つに分類した。

- A 文字や記号が施されるもの
- B 絵画や文様が施されるもの

#### A 文字や記号が施されるもの

計13点に文字や記号が施されている（図142-1～13）。1は第22号竪穴住居跡から出土した酸焰焼成の須恵器坏で、体部下半に倒位で「木」、或いは、「水」とも読み取れる文字が施されている。残存部から、左側にもう1文字（記号）施されていた可能性が高い。2も第22号竪穴住居跡から出土した酸化焰焼成の須恵器坏の体部片で、記号の様なヘラ書きが施されている。3は第4号竪穴住居跡から出土した酸化焰焼成の須恵器坏。口縁部を欠失している体部に倒位で1同様「木」、或いは、「水」とも読み取れる文字が施されている。文字の左側には連続した「Z、或いはN」状の線に対しやや斜行するように直線が施された記号「フ」が見られる。配置からすれば、1も欠失部分に同様の記号が施されていた可能性が高い。4は第7号円形周溝の堆積土中（白頭山火山灰層の上層）から出土した須恵器坏の略完形品で、体部下半に記号「フ」が施されている。還元焰焼成で色調は青灰色を呈している。外面には2本交差の、内面には1本と2本交差の火櫻痕が認められるもので、口径に対する底径の割合が低い器形である。5は第4号竪穴住居跡から出土した土師器坏で、体部下半に倒位で「大」の文字・記号が施される。比較的細めの3本の線を交差させる単純なものであり、結果として「大」字状に見えるものと思われる。6は第3号壕跡から出土した須恵器長頸壺の破片資料で、肩部に「大」の文字・記号が施されている。7は第3号竪穴住居跡から出土した土師器坏で、体部下半に「十、或

いは×」の文字・記号が施されている。8は第3号竪穴住居跡から出土した土師器坏で、底面に「十、或いは×」の文字・記号が施されている。9は第21号土坑から出土した土師器鉢で、底面に「中」の様な文字・記号が施されている。10は第13号竪穴住居跡から出土した土師器甕の破片資料で、口縁部内面に「升」の文字・記号が施されている。11は遺構外のAC-174グリッド第Ⅱ層中から出土している。土師器坏の体部下間に判読は不明であるが、斜行した3本の線が認められる。12は第3号竪穴住居跡から出土した須恵器皿の破片資料で、体部にやや斜行した2本の線が認められる。13は第22号竪穴住居跡のピット9内から出土した土師器坏で、体部下半の底部付近に細めの工具による斜格子が密に施されている。

## B 絵画や文様が施されるもの

1点のみ、遺構外のAC-174グリッド第Ⅱ層中から出土している。14は内面に黒色処理が施された土師器坏で、底面に比較的鋭利な工具によって絵画の様な文様が施されている。残存部が1/4しかないため判然としないが、文字や記号の可能性は低いものと考えられる。

## 3. 考察

### (1) 墨書について

墨書が施される土器は計14点と遺物の出土総数からするとそれ程多くはない。ここでは平成6年度に行われた調査で出土した遺物も交えて考えてみたい。

平成6年度の調査では計4点の墨書土器が図示されている(図140-15~18)。内訳は、第4号建物跡からの1点(15)と第15号建物跡からの3点(16~18)である。これら4点はすべて「井」の様な格子状の記号が記されている。平成15年度の調査区からも格子状の記号が記された土器が5点出土していて、合計すると9点となり、比較的まとまって出土している傾向が見られる。格子は縦4本横5本で九字〔臨、兵、闘、者、皆、陳、列、前、行(ドーマン)〕を表し、道教の影響があるものとされ、五芒星〔セーマン〕と共に陰陽道の代表的な呪術图形の一つと考えられるものである。岩手県水沢市林前南館跡では、九字〔ドーマン〕に関わる一括資料の検討から、格子を構成する線の本数を省略して「升」に移行していく過程が判明している。また、「十、或いは×」も、九字〔ドーマン〕の省略形として捉えられるものと考えられている。

同一の文字や記号が施された墨書土器が1遺跡、或いは、1遺構から比較的まとまって出土している例としては、本遺跡の北側に位置する野尻(2)遺跡の第101号円形周溝が挙げられる。第101号円形周溝の周溝内からは「小」のような墨書が施された土師器坏が1点、土師器皿が4点出土している(図140-19~23)。青埋文報第186集p.306で神康夫氏も報告しているが、「小」の縦の長い部分は2回書かれており、現在の「小」の文字を書いているものではなく、お墓と考えられる円形周溝の周溝内から出土していることを考慮すれば、格子状の記号〔ドーマン〕同様、儀礼や呪術的な意味合いを持っていたものと考えられる。行う儀礼・呪術、或いは、場所によって文字・記号が使い分けられていた可能性も考えられる。言い換えれば現在と同じ様に、文字や記号が独自の意味合いを持っていた結果とも言えよう。墨書土師器に限れば、県外では、秋田県仙北郡美郷町(旧千畠町)厨川谷地遺跡で「成」や「几」、山形県山形市今塚遺跡で「成」や「麗・一麗」、山形県米沢市古志田東遺跡

で「山田」や「東」、宮城県多賀城市山王遺跡で「川」や「忻」等、同一の文字・記号が施された遺物がまとまって出土している例は多い。傾向としては当然のことながら官衙・郡衙、豪族居館、祭祀関連の遺跡・遺構から多く出土していることが言える。

「原」・「扇」の様な文字の墨書は、これまでのところ県内での出土例は見られない。行書体で比較的丁寧に書かれているが判読は難しい。一文字ではあるが出土頻度の極めて低い文字と推測される。墨書土器が出土した第3号土坑は土坑墓の可能性が高く、副葬品として埋置されたものと考えれば、葬送儀礼に関連する文字、或いは、被葬者に關係のあった文字の可能性も考えられる。

「西」とも判読可能な文字は、第3号円形周溝の堆積土中（白頭山火山灰より下層）から出土した土師器皿の体部に倒位で書かれている。この土師器皿は、底部に再調整が施されている。厚みや重量感が有り、本遺跡周辺では比較的古手の様相を呈する遺物で、墨書土器としても当地においては初現的なものと考えられる。県内で方位と考えられる文字が墨書きされた古代の土器は、青森市新田（1）遺跡で「南」が施された土師器坏が1点出土しているのみである。土器以外でも、同じく新田（1）遺跡から「西」が書かれた木製品が1点出土しているにすぎない。いずれにしても、方位は出土頻度の極めて低い文字と言える。また、この文字は平川氏の大別する特殊文字で、「亢几型文字」の中の「丙」に類似する文字であった可能性も高い。群馬県前橋市芳賀東部団地遺跡から出土した土師器坏（図141-1）の底面に「丙」の文字が書かれており、一見すると、本遺跡から出土した墨書と同一文字であった可能性が極めて高い資料である。前述の新田（1）遺跡は青森市石江地区の沖積地やそれに続く微高地に所在する古代の遺跡で、検出された溝跡からは檜扇や多量の付札木簡、物忌札、形代、斎串等が出土している。律令的祭祀遺物が多量に出土する遺跡であることを付記しておく。

花弁状に墨書きが施される土器の文様構成は、前述した通り連弁・蓮華文が描かれたものに似ている。連弁・蓮華文が描かれている良好な資料として、県内では、つがる市（旧稻垣村）久米川遺跡からの出土遺物と、本遺跡の南側に隣接する高屋敷館遺跡A区の第120号溝跡（平成6・7年度に調査が行われた国史跡高屋敷館遺跡の第4号溝跡と同一の遺構）から出土した遺物が挙げられる。久米川遺跡では2点、連弁・蓮華文が描かれた土師器坏（図141-2）と土師器鉢（図141-3）が出土している。2点共、外面に比較的大ぶりの連弁・蓮華文が描かれている。高屋敷館遺跡A区の第120号溝跡は、本遺跡と高屋敷館遺跡の境界部分、小さな沢の最深部に沿って東西方向に延びる遺構で、多量の遺物が出土している。堆積土中から満遍なく遺物が出土していることから、連綿と廃棄行為が行われていた場所と考えられる遺構もある。資料は略完形品の土師器皿（図141-4）。土器の内外面に連弁・蓮華文が施されている特異なもので、仏教との関連が強く示唆される遺物の一つである。県外では、石川県小松市浄水寺跡の第3号溝から装飾連弁が施された土師器高坏（図141-5）が出土している。高坏の体部外面が連弁によって装飾され、坏内面にも墨書が施されており、寺（仏教）との深い係わりを示す遺物として捉えることができる。また、時代はやや遡るが、奈良県奈良市平城宮跡のSK2113から連弁の施された土師器椀（図141-6）が出土していることから見れば、中央との関連も指摘される遺物の一つと考えられる。連弁・蓮華文に類似した文様に宝相華文が見られる。宝相華文が墨書きされた例としては、前述の厨川谷地遺跡から出土した土師器蓋（図141-7）が挙げられる。蓋の外面には比較的大ぶりな宝相華文が描かれている。墨書土器以外で連弁・蓮華文が施され、仏教に関連したと思われる遺物については、山田雄正氏が詳しく報告している（青埋文報第

394集 p. 358~362)。報告された例以外では、埼玉県熊谷市北島遺跡の第46号住居跡から、連弁・蓮華文が刻まれた石製紡錘車(図141-8)の出土例が見られる。本来の機能とは別に二次的な機能が付与され、仏教関連の装飾が施されている遺物は比較的多い。仏教が多岐に渡って人々の生活に浸透していった結果とも考えられる。鳥や草花・唐草文の絵画が施された墨書き土器は、県内の遺跡においては今のところ類例を見ることはできない。県外では、秋田県秋田市秋田城跡、同仙北郡美郷町(旧六郷町)石名館遺跡(図141-9)、岩手県平泉町柳之御所遺跡、同志羅山遺跡、宮城県多賀城市山王遺跡、同仙台市陸奥国分尼寺跡、石川県小松市浄水寺跡(図141-10)、同荒木田遺跡、静岡県袋井市坂尻遺跡(図141-11)、奈良県奈良市平城宮跡(図141-12・13)、徳島県鳴門市中内遺跡(図141-14)等で絵画・戯画が施された土器等が出土しているが、全てが合致するような類例は見あたらない。絵画・戯画には画一された題材がなく、多様なモチーフが存在していた結果、或いは、同じ題材であったとしても、描き手によってかなりの差が生じた結果とも考えられる。鳥をモチーフにした墨書きには水鳥・鳳凰等が見られる。本遺跡から出土した墨書き資料は、鳥の後頭部のカールする羽冠の表現からすると、鶯鶯の可能性が高いものと考えられる。鶯鶯は墨書き以外でも鏡の背面文様・飾り金具・有職文様等に用いられる例が多く、吉祥文の一つとして捉えられるものと考えられる。連弁・蓮華文や唐草文は、基本的には仏像関連の装飾の他、寺院建築等に使われた軒丸瓦や軒平瓦に用いられていた文様である。これらの文様が施されているということからも、底面に唐草文が墨書きされた坏は、寺(仏教)に少なからず関連した遺物として捉えることができるものと考えられる。草花文等は時代はやや下るが、鳥獣人物戯画や折敷等に墨書きされた例が見られる様に、主題とはいかないまでも副題、或いは背景として比較的広く用いられていた題材と考えられる。以上のことからも、絵画等が描かれた墨書き土器は、律令期に於ける中央や仏教との関連が強く示唆される遺物であると考えられる。また、連續した長方形文様が墨書きされたものも、連弁・蓮華文墨書き土器の系譜をたどる遺物と考えられ、やはり仏教的な装飾との関連が指摘されるものと考えられる。しかしながら、当時盛行していたいづれの仏教のどのような内容を意識して墨書きを描き、どのような目的を持ってそれらを使用していたかについては、当然のことながら現段階では言及することはできない。

## (2) ヘラ書きについて

ヘラ書きは、須恵器生産に関係した文字・記号と考えられ、坏の体部や長頸壺の肩部に施されている例が多い。ヘラ書きにおいても、本遺跡では特徴的なものがいくつか見られることから、墨書き土器同様、平成6年度の調査で出土した遺物も交えて考えてみたい。ただし、ヘラ書きが施されている須恵器は平成6年度と15年度を合わせても、図示できたものは9点とそれ程多くはない。

平成6年度の調査では、「×」記号が3点と、「ト、或いは人」と施されたものが1点出土している(図142-15~18)。いずれも、青森市浪岡周辺の古代の遺跡では比較的出土例が多く、特異性は認められない。平成15年度調査の第7号円形周溝の周溝堆積土中(白頭山火山灰の上層)からは、特異な記号「ㄣ」が施された須恵器坏(図81-32)が出土している。この記号は、これまでに調査が行われた浪岡バイパスに関連した遺跡には類例が見あたらない独特なものである。バイパス関連以外では、野尻(4)遺跡(浪岡町大釀迦工業団地造成に係る町教育委員会による発掘調査)のS I 170 B-2の遺物に類例が求められる。その他、五所川原市隠川(4)遺跡第6号住居跡口クロピットから

出土している土師器坏（図143－1）に比較的似た例が求められる。焼成前に付けられた体部に残る指の圧痕から、おそらくは右手で倒位に施された、現段階では初現的な記号と思われる。胎土分析の数値からは、五所川原領域の結果が得られている。磁気探査調査等により確認はされているが、未調査の須恵器窯での生産品の可能性も考えられる遺物であり、今後、窯跡の調査が行われるとすれば類例が増える可能性が高いものと推察される。第4・22号竪穴住居跡から出土した酸化焰焼成の須恵器坏の体部に施された文字・記号は、他に類例が見あたらない。「木、或いは水」・「手」といったヘラ書きも、県内においては出土頻度の極めて低いものと考えられ、加えて、文字・記号が組み合わせによって二つ、或いは、それ以上施される例もそれ程多くは見られない。第4号竪穴住居跡からの出土遺物は残存部の状況から、体部にもう一文字・記号が施されていた可能性が高い極めて特異な例でもある。その他、第3号壕跡からは須恵器長頸壺の肩部に「大」の文字・記号が施されたものが1点出土している。こちらは県内では比較的類例が多く見られ、胎土分析が行われている場合も多い。本資料も胎土分析を行っている。得られた結果からすれば、日本海側の古代秋田城周辺の窯産の可能性を示唆する数値が出ており、窯業地に関係した文字・記号の一つと考えられる。

土師器にヘラ書きが施され、図示できたものは9点で、総数は須恵器と同数である。平成6年度の調査時に1点、平成15年度の調査では8点出土している。器種別では坏が6点、甕と小型鉢、お猪口形の小型土器が各1点ずつである。お猪口形の小型土器には、斜めに交差する「×」のヘラ書きが施されている。平成6年度の調査時に出土している。甕は口縁部の内面に「升」の様な記号が施されている特異なものである。甕の口縁内面に「升」の様なヘラ書きが施されている類例としては、黒石市豊岡(2)遺跡第16号土坑からの出土遺物（図143－2）に求められる。口縁部を含め土器の内面にヘラ書きが施されている例は、外面に施される例に比べるとそれ程多くはないが、稀に見られる。本遺跡の北側約0.6kmに位置する野尻(4)遺跡（浪岡町大沢迦工業団地造成に係る町教育委員会による発掘調査）では、3点とやまとまって出土している例が注目される（図143－3～5）。3の土師器甕の口縁部内面にも「升」の様なヘラ書きが施されている。4は土師器甕の口縁部内面に「十」、5は土師器壺の内面に「十、或いは×」の文字・記号が見られる。その他、土器の底面にヘラ書きが施されたものが3点、体部外面に施されたものが6点出土している。底面にヘラ書きが施されたものは小型鉢が1点と坏が2点の計3点。小型鉢の底面には「中」の様な文字・記号が、坏の底面にはそれぞれ文字・記号以外の「絵画？」と「十、或いは×」の文字・記号が施されている。「中」のヘラ書きが施される土器は、本遺跡の南側に位置する国史跡高屋敷館遺跡で2点、高屋敷館遺跡A区で2点出土しているが、いずれも坏の体部に倒位で施されている特徴が見られる。本遺跡から出土した遺物は、器形や施文部位からしてもそれらとは別の要素を持って使用されていた可能性が高い。底面に文字・記号以外のヘラ書きが施されたものは土師器坏が1点出土している。残存部が1／4しかないため判然としないが、絵画（動物？）のようなものが描かれていた可能性が高い。土器の底面以外に絵画等が描かれている例は比較的多い。五所川原市隠川(4)遺跡では、体部に絵画的（動物と人物？）なヘラ書きが施された土師器坏（図143－6）が出土している。この坏は、対となる面と底部にも記号の様なヘラ書きが施されている特異なものもある。前述した野尻(4)遺跡では、SK0423から胴部に馬や水飲み場が描かれた擦文土器（図143－7）が出土している。秋田県鹿角市中花輪遺跡では、動物（馬または牛）・植物・柵を想定させる文様が描かれた擦文土器の特徴を併せ持つ土師器

甕（図143－8・9）が出土している。以上の類例からは、動物を描く例が多い傾向が見受けられる。絵馬的な要素を持つ遺物、馬産に関連した行為に伴う遺物、或いは、擦文土器の特徴を持つ土器にも見られることからすれば、北海道的な要素を持つ遺物の可能性も考えられる。底面に「十、或いは×」の文字・記号が施された土器は、比較的高い頻度で県内各地の遺跡から出土している。その他は全て土師器坏の体部に、文字・記号が施されている。「十」・「///」・「//」等が見られ、こちらも比較的出土頻度の高い文字・記号であり、遺物が出土した遺構やグリッド周辺からもこれといった特異性は認められない。しかしながら、これらは須恵器同様焼成前にヘラ書きが施されており、後に転用される可能性もあるが、いずれにしても使用目的・方法が、あらかじめ決まっていた道具と考えられ、施された後に使用目的が決まる墨書き土器とは、たとえ同じ様な図柄が描かれていたとしても、区別されるべきものと考えられる。

(笹森)

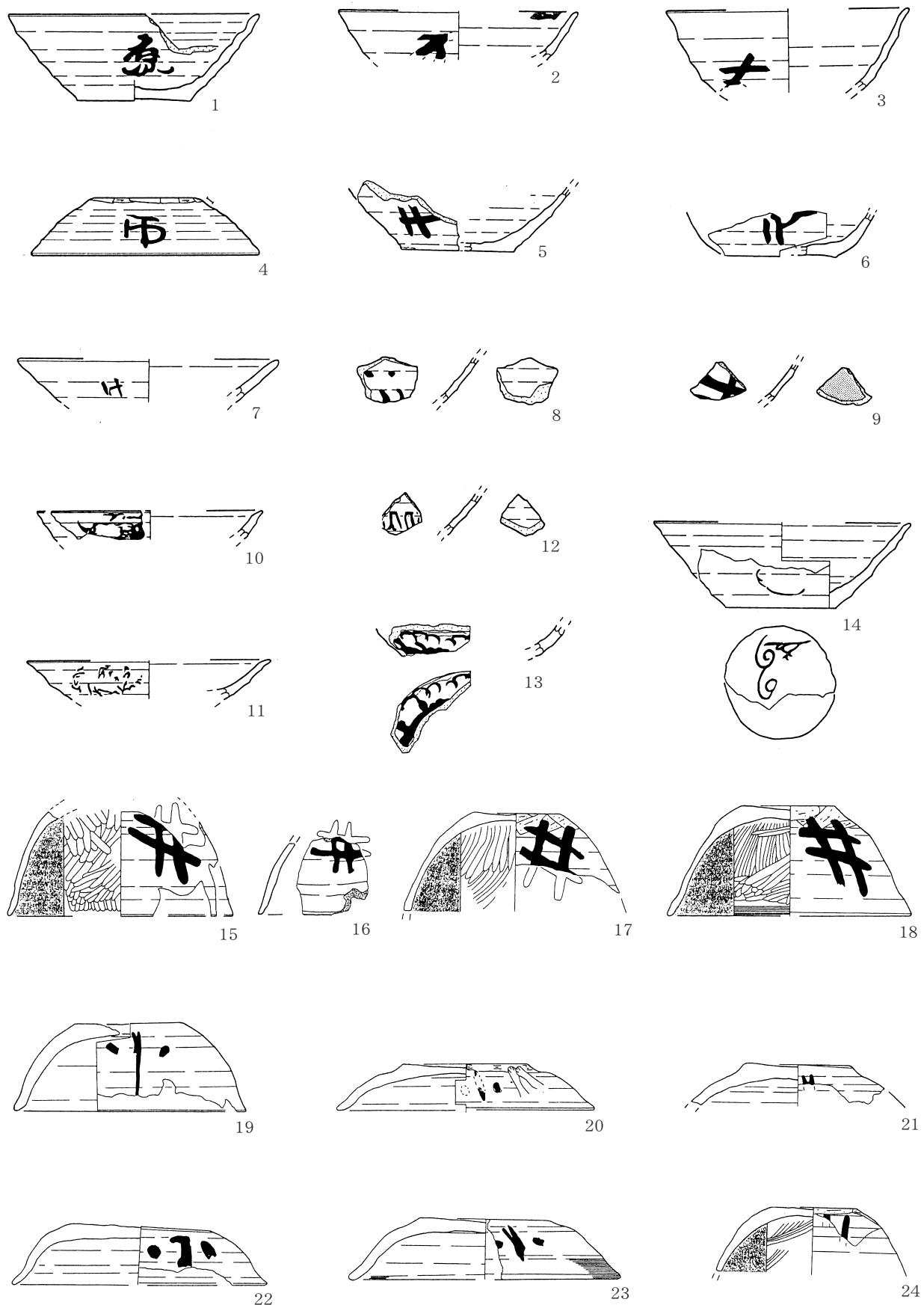


図140 墨書き土器集成

 $S=1/3$

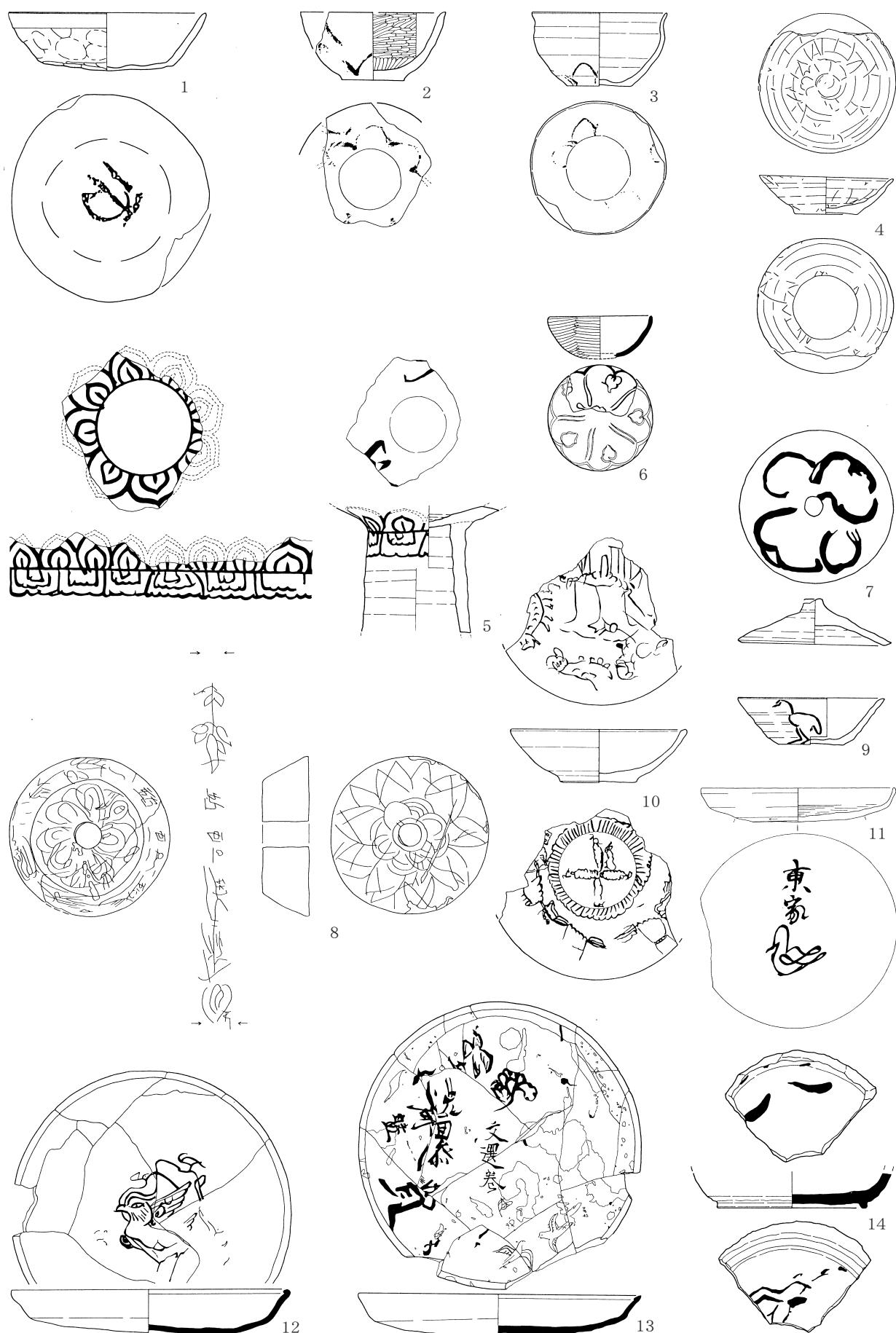


図141 墨書他集成

※縮尺は不統一

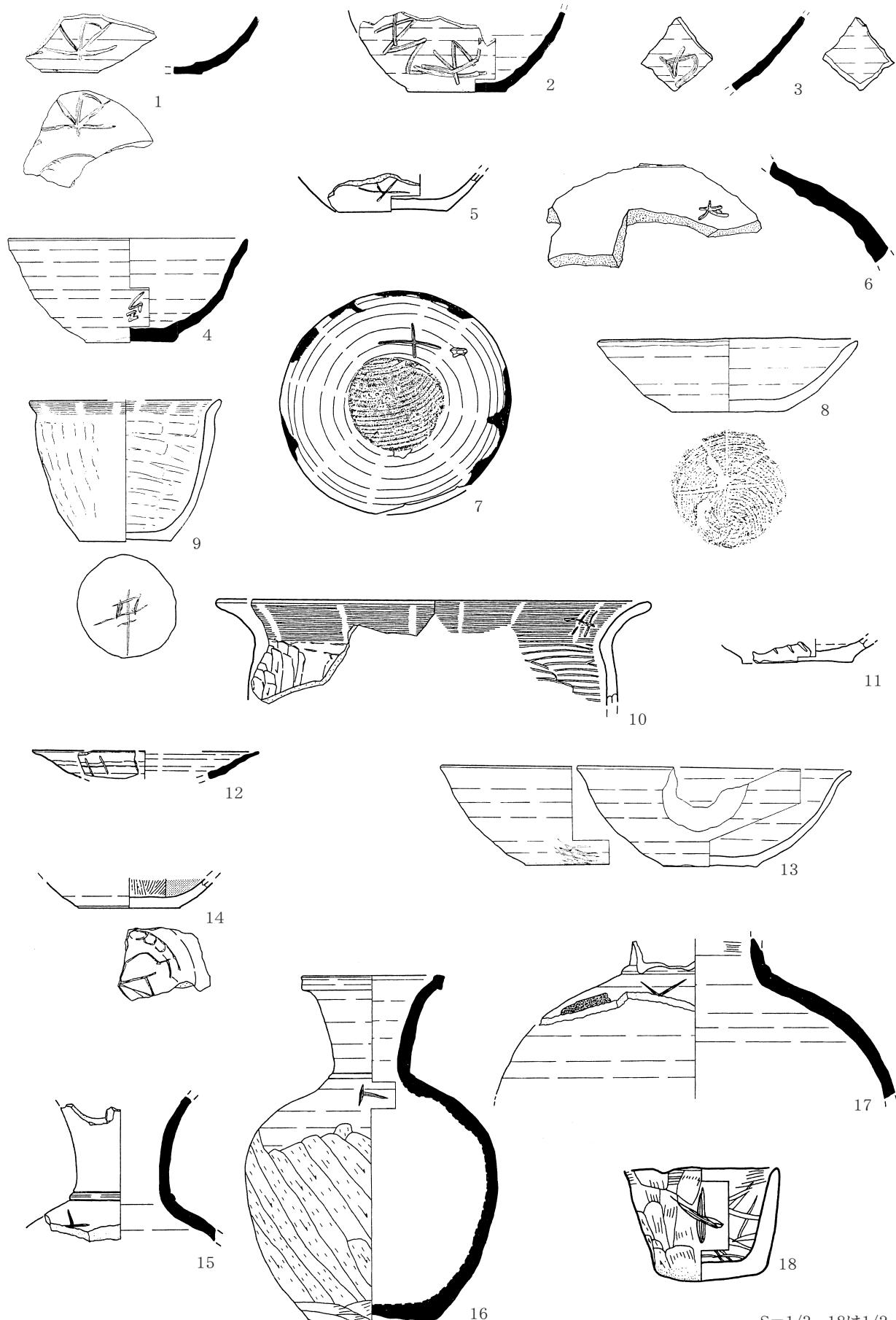


図142 ヘラ書土器集成(1)

S=1/3 18は1/2

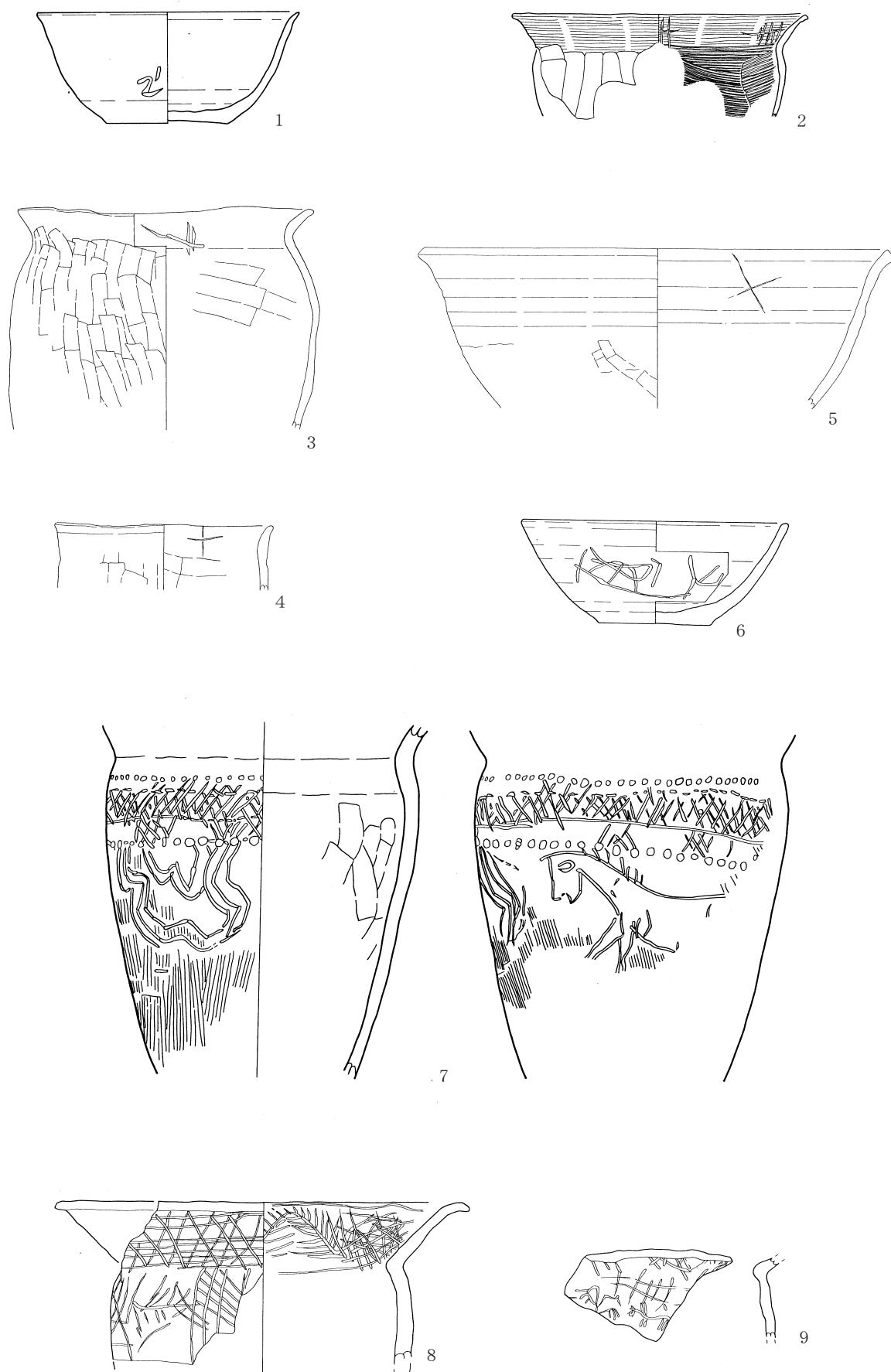


図143 ヘラ書土器集成(2)

※縮尺は不統一